

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール

所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

株式会社ププレひまわり

午前九時から午後十時

(変更後)

株式会社ププレひまわり

午前九時から午後十二時

4 変更年月日

令和五年二月二十一日

二 届出年月日

令和四年十二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十七日から令和五年五月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課